

平成27年5月21日

立川市立小・中学校保護者 殿

立川市教育委員会

体罰の根絶に向けて

本日、東京都教育委員会より「平成26年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」が公表されました。立川市教育委員会では、体罰問題を重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。

体罰問題に関する教育委員会メッセージ

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている違法行為であり、絶対にあってはならないことです。

立川市教育委員会といたしましては、この基本的な考え方のもと、教職員及び部活動の外部指導員への人権感覚の啓発や教職員研修を通じた指導力の向上に努めてまいりましたが、この度、東京都教育委員会が実施した平成26年度の体罰の実態調査（平成26年12月）の結果が平成27年5月21日の東京都教育委員会で報告され、この中で市内公立中学校1校の教員1人による部活動中の体罰についても公表されました。

立川市教育委員会は、この結果を重く受け止め、先に述べた体罰に対する基本的な考え方のもと、市内小中学校と一体となって体罰の根絶に向けた取り組みをさらに強化してまいります。

保護者及び地域の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成27年5月21日

立川市教育委員会

教育委員会といたしましては、今後も、このメッセージを踏まえ、学校と一体となり体罰の根絶に向けて、次のような取り組みを実施してまいります。

教職員等を対象とした講演会や指導力向上を図るための教員研修を実施するとともに、児童・生徒の声をきめ細かく把握するために、年間を通して各学校における実態把握を計画的に行うなど相談機能の充実に努めてまいります。

保護者・地域の皆様におかれましては、今後も各学校の教育活動へのご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。